

公益社団法人総合紛争解決センター解決事例（具体的な事案）

本センターは民事全般を取り扱っておりますが、そのうち、下記の 3 件の解決事例について、ご紹介いたします。

- 1 歯科治療に関する紛争の解決事例
- 2 会社内のセクハラケースの解決事例
- 3 越境建物の問題の解決事例

1 歯科治療の事案

(1) 申立の内容

申立人は、奥歯の痛みを感じて相手方の歯科医院で治療を受けたのですが、治療後に激痛が発症し、同じ病院の他の歯科医に再診してもらったところ、痛みのもととなった奥歯は、前医で「神経が通っていない」と説明を受けたのに、実際は「神経は残っている。それを前提とした治療をしないといけない」と言われたとのことで、正しい治療を受ければ、異常な痛みは発生しなかったはずで、不適切な治療に対して慰謝料を請求するということでした。

(2) 事案の審理の経過

和解あっせん人は、医療機関側と患者側の代理人経験のある弁護士 2 名と司法書士 1 名でした。

申立人は、素人であり、代理人も付けていないため、医療行為の専門的知識が不十分で、治療行為の問題点を結果から推論するという主張をしていました。そこで、和解あっせん人からは、裁判手続では申立人に、歯科医師の過失の立証責任があること、その立証は容易ではないこと、訴訟では相当な時間と費用がかかることなどを説明をしました。他方、相手方の歯科医は、治療行為が適切かどうかを長々と議論して白黒をつけるより、診療代に若干の慰謝料を付加して早期に解決したいとの意向がありました。

話し合いの結果、解決金として相手側は申立人に対し数万円を支払うことで合意に至りました。申立てから解決まで期日は 2 回。期間は 2 ヶ月半でした。

2 会社内のセクハラケースの解決事例

(1) 申立の内容

申立人と相手方は同じ会社に勤務する上司と部下でした。申立の趣旨は、申立人が相手方から、申立人の言動が立場を利用したセクハラ及びストーーカー行為であるとして、慰謝料の請求を受けたが、適正な額を決めてほしいというものでした。

(2) 双方の思惑

申立人は、事実関係は概ね認めているものの、直属の上司・部下の関係になかった

ことや、相手方にも紛らわしい言動があったことを理由に減額を求めていました。

相手方は慰謝料と共に謝罪を求めていました。

(3) 事案の審理の経過

和解あっせん人には、弁護士他に税理士と社会保険労務士が就任しました。賠償額について双方の意見を聞き、あっせん人から、申立人が謝罪すること及び一定額の慰謝料の提案をしたところ、相手方から当初の請求額から譲歩する額の回答があり、双方納得の上合意に至りました。

相手方の主張する不安や恐怖等の精神的苦痛に対する慰謝料の額は、主観的な問題であり、専門家によって評価されることが必要な案件でした。

本件は、申立てから解決まで期日 2 回、期間はおよそ 3 ヶ月でした。

3 越境建物の問題の事案

(1) 申立の内容

申立人の土地には、隣接地所有者である相手方の建物が越境して存在しています。そのため、申立人はその土地を利用できておらず、さらに固定資産税も課せられている状態でした。そこで、申立人は相手方に当該土地を売却したく、和解あっせんを求めてられました。

(2) 事案の審理の経過

和解あっせん人には、弁護士他に土地家屋調査士と不動産鑑定士が就任しました。

本来、法律上の買取請求権はありませんので、あくまでも申立人と相手方との間で売買の合意ができるかどうか最大の問題でした。しかし、申立人は早く手放して早期解決したい意向が強く、相手方も適正価格であれば買い取ると、双方が柔軟に常識的な対応をしたため、3 回の期日で和解が成立し、本手続の席で代金決済等もできました。

以上